

令和2年5月26日

保護者の皆さまへ

廿日市市長
(福祉保健部こども課)

小学校の分散登校に伴う留守家庭児童会の運営について

平素から市行政並びに留守家庭児童会の運営について、多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

小学校の分散登校に伴う留守家庭児童会の運営について、お知らせします。

児童の安心・安全、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組について、引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◆開会時間（6月1日～4日）

午前8時30分～午後6時（延長利用の場合 午後6時30分）

※6月5日（金）からは、通常どおりの開会時間となります。

◆対象児童

- ・1年生～6年生の入会児童（6月の利用登録がある児童）
- ・小学1年生～小学3年生の入会児童で6月の利用を追加申請する児童
- ・小学1年生～小学3年生の新規入会を申請する児童

※小学校4年生～6年生の新規入会・利用月追加は、受付を休止しています。

◆利用中止手続き

6月の利用を中止する場合は、利用変更申請書に記入・押印の上、6月5日（金）までに、市役所こども課に郵送または持参するか、各児童会に持参してください。

◆ご協力のお願い

過密状態を軽減するため、児童が自宅で過ごすことができる状況がある場合等は、引き続き、利用の自粛についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、次のような症状がある場合、留守家庭児童会の利用を控えてください。

- ・毎朝、検温を行い、発熱などの症状がある場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

※利用児童と来会者は、必ずマスクを着用するようにしてください。

担当：児童グループ
電話：0829-30-9130

留守家庭児童会利用者（保護者）の皆さまへ

留守家庭児童会の運営にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

利用内容を変更する場合に必要な手続やよくご質問をいただく内容をまとめました。なお、各種申請書類は、市ホームページにも掲載していますので、ぜひご利用ください。

◆利用内容の変更に関するお手続き

| 変更の内容 | 申込み期限 | | 必要な書類 |
|--|--------------|------------------|--------------|
| | 6月 | 7月～ | |
| 利用月を追加する場合 延長利用を追加する場合 ※当面の間、1～3年生のみ | 随時 | 利用希望月の 前月15日 | 利用変更申請書 |
| 利用月を取り消す場合 延長利用を取り消す場合 | 6月5日(金) | 利用取消し月の 前月の末日 | |
| 新たに入会する場合 ※当面の間、1～3年生のみ | 随時 | 入会希望月の 前月15日 | 入会申込書、外勤証明書等 |
| 退会する場合 | 退会日の翌日から5日以内 | | 退会届 |

◆利用料月額・おやつ代

| | 通常利用の場合 | 延長利用の場合 | おやつ代 |
|--------|---------|---------|-----------------------|
| 児童1人目 | 3,000円 | 3,600円 | 利用日数に応じて 利用料とは別に必要 |
| 児童2人目～ | 1,500円 | 2,100円 | |

※利用料は、その月の在籍(利用予定)の有無で負担いただいています。結果的に利用されなかった場合でも、利用料の減免などは行っておりません。ご了承ください。

◆利用料のお支払の方法

お支払いの手間がなく、支払い忘れもない 口座振替 をおすすめしています。

口座振替を希望される方は、各金融機関の窓口または市税制収納課で手続をお願いします。